

道内市町村における景観行政団体への移行状況について

第52回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)3月16日開催

北海道建設部まちづくり局

都市計画課景観係

令和5年(2023年)1月1日現在の状況について

【道内における景観行政団体】

○令和5年1月現在（23市町村）

札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町

【移行状況】

○令和4年度

- ・ 弟子屈町：移行日R4.5.1 景観計画施行R4.6.1
- ・ 倶知安町：移行日R4.9.1 景観計画施行R5.1.1

※移行に向け取組が進められている市町村：鶴居村（R6.1.1移行予定）
浜中町（R6.4.1移行予定）
中富良野町（R5年度移行予定）・・・3町村

移行に向けた検討を行っている市町村：北広島市、赤井川村、中札内村・・・1市2村

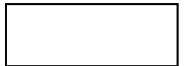
【道の景観計画区域】



・一般区域



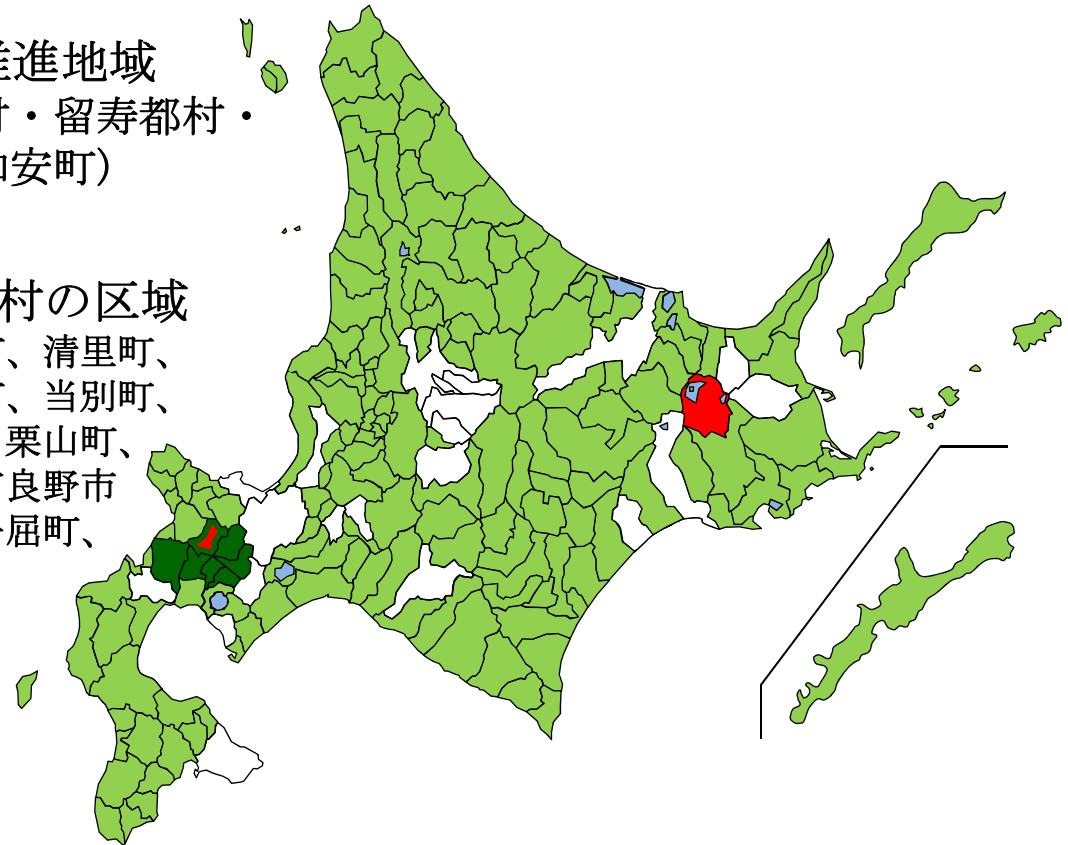
・羊蹄山麓広域景観形成推進地域
(蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・
喜茂別町・京極町及び倶知安町)



・景観行政団体である市町村の区域
札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、
美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、
黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、
北見市、東神楽町、中標津町、富良野市
伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、
倶知安町



・令和4年度移行
弟子屈町、倶知安町



※景観計画区域には、地先公有水面を含む。

【参考】景観行政団体とは

○地域における景観行政を担う主体

景観法では「景観行政団体」という概念を設けています。

【景観行政団体とは（景観法第7条）】

法で定義される景観行政を一元的に担う行政機構

市町村

- ・ 指定都市又は中核市の区域
→ 当該指定都市又は当該中核市が景観行政団体
- ・ **その他の市町村の区域**
→ **都道府県と協議した上で景観行政団体**

都道府県

- ・ これらの市町村区域以外の景観行政団体

【景観行政団体への移行フロー】 (標準的な例)

